(4)　農地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、当該農地に係る当該年度分の税額が、前年度分の課税標準額に、負担水準の区分に応じて求める次の表に掲げる負担調整率を乗じて得た額（令和三年度分の固定資産税及び都市計画税にあっては、前年度分の課税標準額）を課税標準額とした場合の税額を超える場合には、当該税額とすることとした。（附則第一七条の四、第一九条及び第二六条関係）

負担水準の区分	負担調整率
○・九以上のもの	一・〇二五
○・八以上○・九未満のもの	一・〇五
○・七以上○・八未満のもの	一・〇七五
○・七未満のもの	一・一

(5)　三大都市圏の特定市の市街化区域農地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、当該市街化区域農地に係る当該年度分の税額が、前年度分の課税標準額に、当該年度の価格に一〇〇分の五を乗じて得た額を加算した額（令和三年度分の固定資産税及び都市計画税にあっては、前年度分の課税標準額）を課税標準額とした場合の税額（以下「市街化区域農地調整税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整税額とする措置を講ずることとした。ただし、令和四年度分及び令和五年度分の市街化区域農地調整税額は、当該市街化区域農地調整税額が、当該市街化区域農地の当該年度の価格に一〇分の二を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額に満たない場合には、当該税額とする等所要の措置を講ずることとした。（附則第一九条の三、第一九条の四、第二三条、第二七条の二、第二七条の五、第二八条及び第二九条の四関係）

(6)　商業地等に係る固定資産税及び都市計画税については、当該年度の価格に一〇分の六以上一〇分の七未満の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額までその税額を減額することができることとした。（附則第二一条、第二七条の四及び第二七条の五関係）

(7)　住宅用地、商業地等及び三大都市圏の特定市の市街化区域農地に係る固定資産税及び都市計画税については、前年度分の課税標準額（前年度分の固定資産税及び都市計画税について、(6)又は(7)の減額が行われている場合は、その減額後の税額に対応する前年度分の課税標準額）に一〇〇分の一一〇（令和三年度分の固定資産税及び都市計画税であって、令和二年度分の固定資産税及び都市計画税について、(6)又は(7)の減額が行われている場合は、一〇〇分の一〇〇）以上の割合で住宅用地、商業地等及び三大都市圏の特定市の市街化区域農地の区分ごとに市町村の条例で定める割合を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額までその税額を減額することができることとした。（附則第二一条の二、第二七条の四の二及び第二七条の五関係）

(二)　令和四年度分又は令和五年度分の固定資産税に限り、自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、市町村長が修正前の価格を課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合には、修正前の価格を修正基準により修正した価格を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることとした。（附則第一七条の二、第一九条の二、第一九条の二の二及び第二二条関係）

(三)　ダムの用に供する洪水吐ゲート及び放流のための管で洪水調節の用に資するものについて、非課税措置を講ずることとした。（第三四八条関係）

(四)　自転車活用推進法に規定する市町村自転車活用推進計画に定められた一定の自転車を賃貸する事業を行う者が令和三年四月一日から令和五年三月三一日までの間に取得し、かつ、当該事業の用に供する一定の償却資産について、固定資産税の課税標準を当該償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から三年度間はその価格の四分の三の額とすることとした。（附則第一五条関係）

(五)　特定都市河川浸水被害対策法又は下水道法に規定する認定事業者が特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行の日から令和六年三月三一日までの間に設置した一定の雨水貯留浸透施設について、固定資産税の課税標準をその価格に三分の一を参酌して六分の一以上二分の一以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とすることとした。（附則第一五条関係）

(六)　平成二八年熊本地震により滅失し、又は損壊した家屋の所有者等が一定の区域内に令和三年四月一日から令和五年三月三一日までの間に当該滅失し、若しくは損壊した家屋に代わるものと市町村長が認める家屋を取得した場合又は当該損壊した家屋を改築した場合の当該取得され又は改築された家屋について、取得又は改築から四年度間は固定資産税額及び都市計画税額の二分の一に相当する額を減額することとした。（附則第一六条の二関係）

(七)　平成二八年熊本地震により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者等が一定の区域内に令和三年四月一日から令和五年三月三一日までの間に当該滅失し、若しくは損壊した償却資産に代わるものと市町村長が認める償却資産を取得した場合の当該償却資産又は当該損壊した償却資産を改良した場合の当該改良された部分について、固定資産税の課税標準を取得又は改良から四年度間はその価格の二分の一の額とすることとした。（附則第一六条の二関係）

(八)　平成三〇年七月豪雨により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地で平成三〇年度分の固定資産税について住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用を受けたもの（以下「平成三〇年七月豪雨に係る被災住宅用地」という。）のうち、家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地の全部又は一部について、令和三年度又は令和四年度に係る賦課期日において住宅用地として使用することができないと市町村長が認める場合に限り、当該土地を住宅用地とみなして、固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置等の地方税法の規定を適用することとした。（附則第一六条の三関係）

(九)　平成三〇年度に係る賦課期日において平成三〇年七月豪雨に係る被災住宅用地を所有し、又はその共有持分を有していた者（以下「平成三〇年七月豪雨に係る被災住宅用地の共有者等」という。）が、令和三年度又は令和四年度に係る賦課期日において、当該被災住宅用地の全部若しくは一部を所有し、又はその全部若しくは一部について共有持分を有している場合には、令和三年度又は令和四年度に係る賦課期日において平成三〇年七月豪雨に係る被災住宅用地の共有者等が所有し、又は共有持分を有している一定の被災住宅用地の全部又は一部のうち家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地に対して課する令和三年度分又は令和四年度分の固定資産税及び都市計画税については、当該土地を住宅用地とみなして、課税標準の特例措置等の地方税法の規定を適用することとした。（附則第一六条の三関係）

(〇)　平成三〇年七月豪雨により滅失し、又は損壊した区分所有に係る家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する固定資産税については、令和三年度分又は令和四年度分の固定資産税についても各区分所有者が当該土地の持分の割合等により按分した額について納付する義務を負うものとすることとした。（附則第一六条の三関係）

(二)　仮換地等に対応する従前の土地の全部又は一部が平成三〇年七月豪雨に係る被災住宅用地等である場合において、当該被災住宅用地等につき登記簿等に所有者として登記等がされている当該被災住宅用地等の所有者等をもって当該仮換地等に係る所有者とみなされたときは、当該仮換地等に対し